

福島県環境審議会第1部会議事録

(平成17年6月16日)

司会（小檜山生活環境部企画主幹）

審議会の開会に先立ちまして、県の軽装の取組みについてお知らせします。

御出席の委員の皆様には、事前に連絡しておりますが、県では、6月から9月の4か月間、省エネルギーによる地球温暖化防止に寄与することを目的として、原則軽装に取り組んでおります。本日、御出席いただいている皆様におかれましても、職場での取組みはもちろんのこと、各家庭内でも、地球温暖化防止につながる取組みをお願いいたします。

それでは、ただ今から、福島県環境審議会第1部会を開会いたします。

審議に入ります前に、今回初めて御出席の委員を紹介します。西郷くらしの会会長の
大越則恵（おおこしのりえ）委員です。

大越委員

初めてですが、皆様についていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

司会（小檜山生活環境部企画主幹）

それでは、出席委員が福島県環境審議会条例第8条第7項に基づく定足数に達しておりますので、議事に入りたいと思えます。

議事の進行につきましては、同条例第8条第4項に基づき、中井部会長に議長をお願いすることにいたします。

中井部会長

委員の皆様には、御多忙のところ、御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

本日、御審議いただく議題は、先月26日に諮問があり、第1部会に付託されました「福島県循環型社会形成推進計画（仮称）の策定について」です。

この計画は、循環型社会形成に関する条例の目的であります自然と人間が共生する循環型社会を形成していくために、行政はもとより県民、事業者、民間団体等のあらゆる主体が一体となって、取り組むべき施策について定めるものです。

第1部会の委員の皆様には活発な御議論をいただければとお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選出いたします。

私から指名することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

中井部会長

はい、御異議がないようですので、議事録署名人として、岡崎正治（おかざき まさじ）委員と須藤康子（すどう やすこ）委員を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の議題ですが、「福島県循環型社会形成推進計画（仮称）の策定について」について、事務局から説明願います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

循環型社会推進グループ参事の荒川です。この計画案につきましては、事前に委員の方

に配布してございますが、これはあくまでも素案でございます。まだ中には不備があると思いますので、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

今回の案は、前回全体会で構成案、いわば骨格に当たる部分をご説明申し上げましたが、それに全体的に筋肉をつけたというような段階のものでございます。これからご説明いたしますが、概略をお話しさせていただきたいと思います。

まず、(1)計画策定の背景と目的でございますが、これは前回ご説明してありますように条例の前文を主に利用してございます。私達一人ひとりが環境への負荷を低減する取組みを自ら率先して実行する、さらに、あらゆる主体が県民総参加で取り組んでいきましょう、そして、それを計画的に実施していきましょうということで本計画を策定するわけでございます。

次に、(2)の計画の位置づけでございますが、本条例第10条第1項により、知事が定めなければならないとされている「循環型社会形成推進計画」であります。また、県の最上位計画であります「うつくしま21」の下にあるもの、それから非常に関連のあります「福島県廃棄物処理計画」こちらとも十分連携しながら策定していくものであります。

(3)の計画の期間ですが、ここは前回の意見等を踏まえまして変更してございます。前回は、本計画は平成32年度を目標年次とするということで、15年間の計画ということで申し上げてございましたけれど、やはり条例で想定されていた期間が10年ということも議論にあったということでございます。ただ10年といえますと、県の最上位計画それから関連計画の期間との整合性がとれなくなってしまいます。それで今、「うつくしま21」は22年度を最終年次としておりまして、5年後に見直しということで現在見直し中でありまして、あと5年で「うつくしま21」の最終年次がくるわけでございます。そういう関係でここに表現してありますとおり、本計画は3ページにございます5の「福島県が目指す循環型社会」を32年度頃の目指すべき社会と見据えながら「県のうつくしま21」と目標年次を合わせて22年度を目標とする実施計画としたいということでございます。なお、5年が到来した際には、当然に見直しがされまして「うつくしま21」との整合性を取りながら、10年という計画期間になることも考えられるところではあります。今回の計画は5年ということにしておきたいということでございます。

それから(4)現状と課題でございますが、これにつきましては条例の3つの理念に基づきまして、その理念を3つに分けて記載してございます。

(1)自然循環について

前段は、福島県の恵み豊かな環境というもの、公園の状況や動物相・植物相の変化の豊富さをここで表現しております。そういう恵みを受けて、県民は生活を営んできている。しかしながら、一方で、戦後の急速な経済発展による大規模開発やライフスタイルの変革により、環境の変化が著しいということでございます。ここに空気や水関係、そういうことでは多くの動植物が危機に瀕するなど自然の循環が損なわれる現象が生じている。

(資料の2ページ(1)の8行目から最後まで読み上げる。)

(2)資源循環について

(資料の2ページ(2)の1行目から5行目まで読み上げる。)

「本県においても～」の部分につきましては、関係部門の方から最終処分場の逼迫という表現が、今これを言えるかどうかその辺を再検証したいという話がありまして、「最終

処分場の逼迫」を今回はとりあえず省いていただきたくお願い申し上げます。この「本県においても～」の2行は、もう少し私の方で内容について検討した上で、改めて提示したいと考えておりますのでご了承願います。

(資料の2ページ(2)の8行目から13行目まで読み上げる)

最後の方の文章で意識しておりますのは、地産地消でございます。

資源循環関係では、福島県における資源の流れがどうなっているかということ、ぜひ目で見分けるようなものとして盛り込みたいということもありまして、物質フロー現状の調査したいということです。あくまでも推計値が入るものになりますけれど、ここに入れ込んでいきたいということでございます。

(3)生活様式・行動様式について

(3ページの(3)の資料を読み上げる)

(3)の4行目の「人と人との関係」の部分については、競争や価値観の多様化によって人間関係が圧迫されたこともあるのではないかとということで記述しております。また、「地域間の問題」というのは、都市と地方の関係、富の格差ですとかそういう問題がありますので、こういうことを想定して記載しております。

「5 福島県が目指す循環社会」でございますが、ここは条例の3つの理念に沿いまして、3つの目指す社会というものを分かりやすく表現してございます。

「(1)自然と共生する社会」、ここの表現は前と同じでございます。

(資料を読み上げる。)

前回、鈴木委員から「人の活動を経済に置き換えてもいいのではないか。」とのお話しがございましたが、私の方としては経済も人の活動でございまして、やはり環境・自然に影響を与えるのが経済だけではなく、学術・文化活動の中においても環境負荷が生じる場合があるのではないかと考えまして、人の活動として捉えて人が活動するという表現のままにしてあります。

それから「(2)「ごみ」のない社会」でございますが、これも中の表現を若干変えてはいますが、前回と同じでございます。

(資料を読み上げる。)

それから「(3)「もったいない」の心が生きている社会」、これは前は「もったいないが生きている」という表現でしたが、今回は「もったいないの心が生きている」というふうにしました。

(資料を読み上げる。)

続きまして、「6 施策の展開」でございますが、これも3つに分けて「(1)自然循環の保全」から「(3)心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式への転換」まであります。「(1)自然循環の保全」のところの表現につきましては、主要な部分は条例の規定から引用してありますので、改めて説明はしないということにさせていただきたいと思っております。

それで、 からでございますが、 番号が24でてきておりまして、これも条例で定める施策に基づいて書いてあります。この部分については、私の方で全庁的に事業等を取りまとめしておりますので、事業等が整理されたところでその内容の中に加えていきたいと考えておりますのでご了承方お願いいたします。

(1) が 5 ページから 6 ページまでございます。 6 ページの中段から下の方に「(2) 適正な資源循環の確保等」がございまして、ここも表現は条例の規定を引用してございます。これにつきましては、 から 8 ページの までの各々の項目について説明してございます。

次に、 8 ページの中ほどに「(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式への転換」がございまして、これは先ほど申し上げておりますが、循環型社会形成に向けた意識のあり方を記載したいということでございます。

(資料を読み上げる。)

「もったいないの心」についてはまだまだ議論が必要であるということ、また、それ一色になってはどうかという懸念もございまして、原案としては「も」という表現を使っております。なお、ここで「もったいない」について説明をしてございます。

(資料を読み上げる。)

9 ページでございまして、 、 は主要な部分は条例の規定より引用しています。

(4) 共通の施策も条例の規定より引用しております。

「 7 計画の推進」も必要な部分につきましては条例を引用しながら書いております。ここは少し肉付けが足りないのではないかという意見がありまして、このあたりは少し修正が必要ではないかなと思います。

(1) 県民の役割につきましては、これも主要な部分は条例から引用しておりますが、この部分は箇条書きにした方がいいのではないかと意見もいただいております、修正が必要かなと考えております。

(資料を読み上げる。)

(2) 民間の団体等の役割

(資料を読み上げる。)

(3) 事業者の役割

(資料の最後の 3 行のみを読み上げる。)

「(4) 行政の役割」につきましては市町村・県という区分は条例ではありません。条例では“ 責務 ” となっておりますが“ 役割 ” というところまでは突っ込んでおりません。

(市町村、 県の部分の資料を読み上げる。)

「(5) 連携」につきましては、原案としてちょっと短い文章でございまして、これももう少し修正が必要かと思っております。

(資料を読み上げる。)

「 8 進行の管理」は前回の表現と同じですが、若干肉付けをする必要があるかなと考えております。

別表 1、 2 につきましては記載のとおりでございます。「 50 の実践の選択手法について」は現在検討中ですが、(1) 「アジェンダ 21 ふくしま」より主要課題と具体的な行動の体系(15 の課題) ですとか、(2) 「地球温暖化防止のためのエコライフ 4 つの心がけ」というものがございまして、さらに、(4) 環境省では身近な地球温暖化対策「家庭でできる 10 の取り組み」というようなものもやっております。私の方では、(3) 循環型社会形成推進計画でのパブリックコメント時における公募というのを 1 つの案として考えております。その他に先日取り組みを決議されました「うつくしま環境パートナーシップ

会議」、これは全県的な会議になっておりますので、こういうところでご協力いただくということも考えられるかなということで、参考までに記載しております。

私の説明は以上でございます。

中井部会長

それでは、ただいまの事務局からの説明に基づきまして、推進計画（案）の検討を行いたいと思います。

資料につきましては全部で12ページありますので、ページをきってその都度その箇所についてご意見、御質問等がございましたらお願いします。最後に、全体を通して御意見を聞く場を設けたいと思いますので、取り敢えず部分部分で切りながらいきたいと思いません。

それでは、まず、出来るだけ章立てに即してやった方がいいと思いますので、1ページの1、2、3の部分でご意見いかがでしょうか。

瀧本委員

質問なんですけど、3の「計画の期間」というところで、「本計画は、平成32年度頃の目指すべき社会を見据えながら」とある「目指すべき社会」ということの具体的なものはあるんですか。32年頃はこんなふうになるだろうという社会を想定して、それで22年までの目標をここに立てるとということなんだと思うのですが、32年度頃の社会がどんなことになるのか、その理想像が見えないと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

「目指すべき社会」とは、3ページの「5 福島県が目指す循環型社会」を指しております。つまり、「(1) 自然と共生する社会」、「(2) 「ごみ」のない社会」、「(3) 「もったいない」の心が生きている社会」でございます。

中井部会長

瀧本委員よろしいでしょうか。

瀧本委員

少し違和感はありますが、仕方ないですね。

大越委員

そういうことであれば、ここにどういう社会かを加えた方がいいですね。そうでないと、32年度がどんな社会を目指しているのか分からないですから。

中井部会長

3ページの5のところではいっているようなものを、もう少し具体化するということですか。

瀧本委員

具体化するとか、例示の括弧書きを入れるとか、何らかの説明を付け足した方がいいのではないのでしょうか。

中井部会長

それでは事務局の方で検討していくということによろしいでしょうか。

中村委員

32年度頃ではなく、30年度頃だと区切りがいい感じがすると思うのですが。

瀧本委員

なぜ32年度なんですか。

中村委員

22年度の目標というのは具体的な数値なので、これはこれでいいと思うんですが、目標とする社会としますと、2という端数は入らない気がします。いわゆる30年度頃の、将来の社会だという意味ですね。

中井部会長

これはいわゆる基本となる計画の次の目標年次が32年度ということもあって、32という数字になっているのではないのでしょうか。ここの表現はいかがでしょうか。30年頃でもいいのではないのかという御意見が出ているのですが。多分「うつくしま21」の次の計画年度が32年度なのでこういう記載になっていますけれども、事務局の方はいかがでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

その通りでよろしいと思います。32年度は前の原案で「うつくしま21」の想定される次期の最終年次ということで、2020年で区切りのいい年かと思しますので、意識し過ぎてしまったかもしれません。御意見を参考にさせていただきます。

長澤委員

「1 計画策定の背景と目的」のうちの「本条例の目的である循環型社会の形成には」の部分なんですけれど、前段は条例の前文をイメージしており、これを背景としているということはよろしいのですが、先ほどの説明の中ではここが今回の推進計画の中で非常に大切な部分だと、私もそれはそう思います。

ですから、ここの文章が非常に単純で明確で分かりやすいのですが、まず一つ、「形成には、私達一人ひとりが」というところの「私達」がという漢字は、些末なんですけど、本条例の中でも「わたしたち」となっていますので、そこは訂正ということでお願いします。それから「自ら率先して実行する」非常にここも大切だと思います。つまり、県民一人ひとりが、わたしたちが、やはり主体的に取り組んでいかななくてはならない。それはまず、

足元の第一歩だという認識ですので、この辺のところをもう少し突っ込んだ、そういった文章が、私はここのところを生かすことになるのではないかと思います。

4行で非常に簡潔に捉えておりますし、文章化もされておりますが、さらに「主体的に取り組んでいくんだよ。」と、「これは皆さんの課題ですよ。」というような、そういった意識を明確させていく文章の形がもう少し工夫できるのではないかと思います。そのところはどうかでしょうか。もう少し検討できるのでしょうか。

中井部会長

それでは、1の最後の部分ですが、事務局の方でいかがでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

今のご意見もすぐ取り込めると思いますので、私の方で表現を考えさせていただきます。循環型社会の形成に大事なのは、問題が何かという明確に掴んで貰ってその問題を解決していくためには、一人ひとりが何が出来るかを自覚していただいて実践していただくということだと思いますので、特に、今のご意見を参考させていただいて、全体的にそれらのことを強調するようなことも検討していきたいと思います。

須藤委員

1の6行目のところで、「環境の世紀といわれる二十一世紀」と表現しているところなんですが、漢字で二十一世紀と書いてあるんですけど、その下には17年とか、漢字と数字の記載がバラバラで、統一して二十一は普通の21世紀で書いていただいたり、「私達一人ひとり」というときの「一人ひとり」は漢字にしていかなと思うんですが、そのへんの表現の統一性を考えていただきたいです。「4 現状と課題」の「二つの国立公園とか一つの国定公園・十一の県立公園」もやっぱりここも統一した方がいいのではないのでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

大変恐縮ですが、本日お出ししたものはまだ完成文ではありません。中身の表現は最終的に統一をとって表現していくつもりですが、最終的には調整させていただきます。

中井部会長

他にいかがでしょうか。それでは、また最後に全体を通してお尋ねいたします。

次に、1ページの「4 現状と課題」から2ページ、3ページの終わりの「5 福島県が目指す循環型社会」、ここまでのところで文章用語も含めて何かご意見があればお願いいたします。

岡崎委員

2ページの3行目からの「しかしながら、一方で～」というところで、いわゆる環境汚染に触れたところがあるんですが、この中で「周辺の開発が進み、生活雑排水等による」というのは分かるんですが、その次の「農業の近代化による農業や化学肥料の使用等によ

り」という表現は具体的で、農業に対してバランスを欠いたような表現ではないのか。ここだけが具体的で農業だけが悪者になってしまう印象を受けます。ほかすとかそういったことも必要なのかと思います。でない工場から排出されるものについても書かないといけないのではないのでしょうか。

中井部会長

事務局の方でいかがでしょうか。特に、農業だけが狙い打ちされているような印象があるということなのですが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

この辺はまだまだ原案なので、書き過ぎとか適当でない部分とかあると思いますので、修正させていただきたいと思います。

中井部会長

岡崎委員としては、ほかした方がいい、あるいは抽象的なものを加える方がいい、どちらだと思いますか。

岡崎委員

具体的なことは避けた方がよろしいのではないのでしょうか。1つ書けばどんどん書いていかなくはいけなくなりますので。

中井部会長

もう少し抽象的な書き方がいいのではないかということですね。

長澤委員

今のところなんですが、ここで「経済発展による大規模開発やライフスタイルの変革」によりこういう変化が起きて負担が大きくなり、それで自然環境が損なわれていると書いてありますが、大規模開発やライフスタイルだけでなく、自然環境循環が失われているのは、情報社会の進歩といいですか、過度の情報というものが我々の中に入ってきている、その情報の乱用によってもまた自然循環が損なわれているということがあると思うんですよ。情報化社会ということも要因として入るのではなかという気がするんですけど、その辺がどうなのかお聞きしたいです。

中井部会長

情報化社会というのをもう少し詳しくお願いします。

長澤委員

つまり、私達のところに色々なあらゆる自然関係や観光とかの情報が入ってきますよね。そして、レクリエーションというような範疇の情報がどんどん入ってきて、私たち人間が行かなくてもいいような自然そのままにしておくべきものまでが全部露呈されてしまう。

そして、そこへ足を運ぶことによって自然が破壊されていく。さらに、豊かな余暇利用という状況の中ではある程度の限定、制限がないと、今後ますますそのままにしておくべき自然環境の情報の濫用といいますか、意図的に情報の整理というものをしないと、そういう状況も懸念しなければならないという気がします。例えば、尾瀬問題とかもそうですね。

引地委員

今、自然環境の保全という一方で、観光ビジネスというものが入ってきていて、そういう傾向は今後年々増えてくると考えられます。

カナダ・アメリカでは自然環境がどのように保全されているかということを見てきたのですが、観光ビジネスとどのように両立にしているのかということと、カナダでは消費税の中に環境税を保全する経費を入れて、そしてそういう経費できめ細かく対応している。不法投棄をなくさせるとか、NPOだけでは環境保全できないのでそういうふうな人にお金が多少回るようにしている。また、アメリカでは、自然環境に入ってくる車に入場税を必ず取っている。そういう経費をそこにあてる。そしてきめ細かにしていけないと環境は保全できない。特に、今問題になっている、ちょっと破壊されているようなところには車を進入させないようにして、車の台数を減らすために循環バスを走らせて、それ以外の車はその前のところに止めて中に入らせないようにしている。そういうきめ細かいことをやって保全していけないと、自然環境が駄目になってしまいます。早く手を打っていかないと駄目だということで、非常に力を入れている。そういう環境保全という点でこの文章を読んだ限りでは問題はないのですが、もう一步進んで何かそういう保全策として経済面も入ってくるとい文章もあってもいいのではないのでしょうか。そうしないとなかなか保全はできない。

だから、県の32年度までの計画の中に何かそういうのも入れてもいいのではないか。そうしないと環境保全は困難になるのではないかと思います。

紺野委員

2ページの中ほどの部分なのですが、「最終処分場の逼迫」という記述を抹消するとおっしゃいましたが、どういう意味で抹消するののかももう一度詳しくお聞きしたいと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

この案から抹消したいと申しますのは保留にさせていただき、少し現状の把握が足りないということもありますので数量的な面も含めて検討させていただいたうえで、入るかもしれませんが修文させていただきたいということです。ただ、やはり今、ごみの減量やリサイクルが進んでいて、ある程度余裕が出てきているという経過もありますので、検証させていただいたうえで、入れるかどうか、入れるとしてもどういう表現にするかということをごを再度検討してやり直していきたいということでございます。

河津産業廃棄物対策グループ参事

今の件でございますけれど、補足させていただきます。

現在、県の廃棄物処理計画を見直しをするということになっておりまして、今までの計

画の中では17年度末までは処分場はいらない、必要ないということでございました。それを含めて、今年度見直し時期に入っております、昨年度、色々な調査をしております。また今年度につきましても、処分場の状況について実際にどのくらいの残与年数が入るのか、今精査しています。そういうことを含めて、改めて環境審議会の方に諮問して計画を作ります。その中で第1部会・第2部会はありますけど、審議会の方でいろいろ御意見いただければと考えております。

紺野委員

なかなか全国的にも最終処分場、一般廃棄物も産業廃棄物もなんですが、まだ不景気で助かっている部分もあるんですが、確かにリサイクル率が進んで延命になっているところはあります。後で調べるということなので聞かせていただきたいのですが、本県は、今、一般廃棄物の処分場の残与年数がどの程度で、産業廃棄物の処分場としての残与年数ですとかをお聞かせいただきたい。

あとは、なかなか基準が厳しくなっていて、最終処分場をやろうと思っても、今は10年・20年の期間がかかってしまう。これがもしも5年・7年で県の残余年数が無くなっていくのに、放っておいて無くなってから足りないでは困りますので、そういうことをよく含んで考えていただければと思います。

大越委員

先ほど2ページの上段の方で「農業の近代化」のところの問題になりましたけれども、ここの表現は少し考えた方がいいかなと思います。農業が入っているならやはり工業も入れるべきだと思いますし、その他の環境に関連する様々な社会的な条件というのがあると思うのですが、そういうものはここに明記した方がいいと思います。表現の仕方はきめ細かな表現ではなくても、きちんとそういう状況はすべて入れておいた方がいいと思います。

中井部会長

2ページの出だしについていろいろ意見がありました。ここはもう少しボリュームアップして欲しいという趣旨だと思いますので、文章表現についてはご検討いただくとして、審議会のメンバーとしてはもう少し他の項目とのバランスを考えながら検討していただきたいということで、全面的に書き直していただきたいという方向で進めさせていただきたいと思います。

岡崎委員

3ページの「(3)生活様式・行動様式について」なんですが、その段の最後の3行目の「江戸時代に代表されるような」の部分ですが、私も個人的にはそのようには理解していません。ただ、2行目の「自然を愛する、畏怖する心が宿り」はよい表現なんですが、一種のアニミズム、多神教の考え方で、基本計画で文章化するにはこの部分は削除した方がいいのではと思います。その次の「そして自然と共生する～」はいいんですが、前の部分については削除した方がいいのかなと思います。

中井部会長

事務局の方からこの点についてお願いします。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

今の意見は十分参考にしたいと思います。やはり、書き過ぎの部分もあるかもしれませんが、そのように受け止められるようでしたら、この部分は考えたいと思います。

長澤委員

今のところの文の最後の方なんですけれど、今までも審議会の方で使われてきましたが、「賢い生活様式・行動様式」という表現の「賢い」という言葉、今までもこの言葉で収めてはきてますが、何をもって賢いというのか、分かるようではなかなか分かりにくい。私達みたいに中で議論してきた者にとっては、大体この枠の中での賢さなんですよ、というのがありますが、何をもって賢い、賢いということはどんなことなんだろうというのが分かりにくい。

それから、今日お集まりの年代ですと、大体こういう言い方でもニュアンスとしては受け止められますが、これがやはりもっと若い世代になって感性の違いとかということになると、その辺の読み取りがどうだろうと気がしたので、賢いを訂正するとかではなくて、もう少しきちんと捉え方をしっかりしていかないと、賢いで明文化してしまうと説得力がないというか、そんな気もしないではないです。

中井部会長

8ページのここの見出しは「心の豊かさを重視した」と修飾語が付いているんですけど、意向としては、「呼び起こして賢い」の前にこのような修飾語を付けるというような形ですか。

長澤委員

文章の中でそれで分かればいいです。「これを呼び起こして賢い生活様式・行動様式に転換する必要がある。」のところが読みとれない。

中村委員

関連しますが、3ページの(3)はやはり、最初に「心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式に転換」と入れた方がいいのではないかと。それで、“賢い”については、長澤委員がおっしゃいますように、具体的に“日本の叡智”だとか“伝統文化”とかそういったものを付加するような形で、賢さというものをどこかできちんと示す必要があるように考えます。

しかし、それが非常に大切なことであって大量生産・大量消費である物質文化に流された結果として、地球環境問題をはじめいろんなことがあると思うんですね。それに対して、日本のもっている叡智といいますか、精神文化といいますか、これは場合によっては21世紀の世界の平和も含め、「和を以て貴しと為す」という考え方をもって、場合によっては全世界的に通用できそうなものを用いてると思います。ただ、長澤委員がおっしゃるよ

うに定義といたしますか、表現といたしますか、そこは難しいところではあると思うんですね。ですが、そこは何とか入れ込んできちっとしたものにできればいいと思います。

中井部会長

3ページの真ん中の賢い生活様式のところについては、今のお二人の意見を参考にしながらやっていただくというようなことでよろしいでしょうか。

それでは、他に2ページから3ページにかけて、他に御意見ありませんでしょうか。

長澤委員

3ページ 5の「(1) 自然と共生する社会」のところなんですけれども、ここところが少し分からなかったのでお聞きしたいんですが、「自然の生態系等に配慮を欠かさない明確な意思とシステムを持ち、」というところの文章の意図がよく理解できなかったんです。ここはもう少し簡単に分かりやすくできるのではないかと思います。

須藤委員

関連してですが、この部分は「自然と共生する」というところなので、システムという言葉は機械的な感じを受けますし、「配慮を欠かさない」というのも周り回った言い方のような気がして、やはり少し表現を変えた方がよろしいのではないかと思います。

長澤委員

「人が活動するにあたって、自然の生態系等に配慮をし」とか、もう少し簡単にできるのではないかなと。さらに、「自然の摂理を得て」と続けるとか、すぐには思い浮かびませんが、私たち人間側が課せられた自然に対する思いというんですか、それをもう少し簡単に、ソフトに表現できるのではないかと思います。

瀧本委員

システムではなくて、自然に対する思いですね。システムというと機械で作られたという感じがどうしてもしてしまうので、“思い”というのを出してもらえれば。

長澤委員

人間としての責任と言ったらいいんでしょうかね。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

確かに若干固い言い方とは思いますが。しかし、皆様も言わんとしていることはお分かりになっていただけたと思いますので、その表現の仕方だと思います。ここに書いた意味は簡単に言いますと、自然環境に負荷をかけない考え方をしっかり持って、そして人間活動の中において自然環境への負荷を防止するような措置もきちんをとる、つまり考え方をきちんを持つと同時にそういう仕組みも作る、そして基礎固めをするという意味で書いたのですが、もう少し柔らかく表現するように考えたいと思います。

瀧本委員

考え過ぎない文章の方がいいと思います。例えば、小学校6年生でもわかるような内容にした方がいいと思います。

岡崎委員

もう1点付け加えたいのですが、「健全な自然循環」という表現がありますが、何を持って健全・不健全と定義するのかわかりませんし、人類の歴史というのは自然からの収奪の歴史だと思うんです。人類が生きていくためには収奪しなくてはならない。これは宿命みたいなものだと思うんです。そのことから、自然保護の理念を貫いたような「自然の賢い利用」、そういった表現にできないかと思います。上手に自然からの恵みを利用していきましょうというような表現の方がふさわしいと思います。「健全」といってしまうと、その意味が非常にあいまいになってしまうので、可能であれば表現の検討をお願いしたいと思います。

引地委員

私もその部分に関連してなんですが、自然の生態系を維持していくということが非常に重要なわけで、そのためには自然の自浄作用で回復できる社会ということが自然の生態系を維持していくために重要で、そういう社会が持続可能な社会であり、自然の生態系を維持することについてはそういう意味をもった表現にした方がよいのではないかと考えます。

中井部会長

それでは、この部分に関しましては、今までの御意見を踏まえて、事務局に再度検討していただくということにしたいと思います。

大越委員

3ページの5の(2)の部分についてですが、前からの経過がわからないものですから質問させていただきます。3Rという言葉が出てきますが、4Rのうち refuse(リフューズ)が抜けているのではないかと思うんです。これは、県民が実践していく上では3つのRを守りましょうということなのかもしれないけれども、この計画は全体的なものですので、refuseという言葉を入れて4Rにした方がよろしいのではないかと思うんです。なぜ3つのRというふうにしているのかお伺いいたします。

事務局(荒川循環型社会推進グループ参事)

これは、国の取組みが3Rということでして、そもそも3Rは日本が提唱したもので、4月には日本で3Rイニシアティブ閣僚会合が開催されているところです。3Rではごみの抑制と減量を1つにまとめて reduce に含むという解釈になっています。この解釈については、世界の主要国が合意をした上で進めるということになっております。たぶん4Rはドイツの方で古くから取り組んでいるという話を聞いたことがございます。それを取り入れて国が取り組む前から4Rに取り組んでいるところもあると思いますが、国全体とし

て整合性のとれた取組みということで、各団体が個別にそれ以上の取組みをすることはそれはそれで尊重するということが良いのですが、県として取り組む際には3Rという言葉で統一していきたい。それを押しつける意味ではなくて、計画の中では整合性をとって進めていきたいと考えております。

紺野委員

1つ追加なんですけど、5の(2)の「「ごみ」のない社会」ということについて、「ごみ」というのは廃棄物関係法の用語で廃棄物のことをいうのですが、ここでは「資源」という言葉を使っていて、「資源」というのは主に廃棄物でない再生可能なものをいうんだと聞いています。「ごみ」というのは一般的にわかりやすい言葉なんですけど、誤解を受けやすい言葉にもなっていますので、その言葉についてちょっとお伺いしたいなと思ったんですが。

中井部会長

「ごみ」の中に資源も含まれるということによろしいんでしょうか。

紺野委員

そういうことでいいのかなと思っては見ていたんですが、再生可能なものは「ごみ」とは言わない、あくまでも「資源」になっている。「ごみ」と「資源」は違うというふうに私は解釈していたんです。言葉上は資源という言葉が多く使われていて、「ごみ」のない社会として資源という言葉が使われている。資源はごみじゃないという解釈からすると、そこはちょっと混乱しないかな、と思って聞いたわけなんです。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

ここの表現は「廃棄物」という言葉を使うということも議論したのですが、やはりわかりやすいだろうということで「ごみ」という言葉を使いました。ただ、その裏にはもう1つ思いが込められておまして、「ごみ」という言葉を「資源」という言葉に置き換えることによって、「ごみ」という言葉もなくしたいという思いはあります。一方で、それは書き過ぎなんじゃないかという意見もあったところです。

ここはそういう趣旨だということをご理解いただきたいのですが、もっと良い表現があればご意見をいただきたいと思います。

中井部会長

紺野委員、何か良い表現がおありでしょうか。

紺野委員

大事な言葉ですので、今すぐというわけにはいきませんが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

国の方では、「ごみゼロ」とか「ゼロエミッション」という表現を使っておまして、

そういう言葉も検討することはできるのではないかと思います。

中村委員

3ページの5の(3)で「もったいない」のところなんですが、「もったいない」は日本の文化の1つだとは思いますが、色々ないい文化が他にもあるわけです。そういう意味では、このタイトルは「心の豊かさが生きている社会」とかいうふうにして、「もったいない運動」は中の方に入れるとかすればよろしいのではないかとはいいます。

岡崎委員

唐突という感じですね。

長澤委員

本当にそういう気がします。

瀧本委員

文の中には「もったいない」が入ってきてもいいので、タイトルは「心の豊かさが生きている社会」とした方がよろしいのではないかと思います。そして、本文で「もったいない」というのを入れた方がいいのではないのでしょうか。

中井部会長

全体会でも指摘があった部分ですが、県としても「もったいない」ということを盛り込んでいきたいという意向もあるんでしょうから、タイトルから削除するということは問題がないのか、一般的な心の豊かさというものでいいのか、あるいはサブタイトルを付けてそこで「もったいない」ということにするのか色々な方法はあると思うのですが、事務局どうですか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

ここで「もったいない」という言葉をタイトルに付けることに関しては異論もありました。これまでも日本人の中には「もったいない」を意識してやっていこうという考えがありましたが、今ではなかなか認識されていなかったんですね。それが外国の方から言われて初めていい言葉であることがわかったということで、ブームみたいになってしまっているところはあります。しかしながら、これは我々のDNAに染みついている言葉でもありまして、是非ともこういう伝統的なものを受け継いでいきたい。キーワードとして、柱として使っていきたいという思いがありましてここに書いております。

ここは審議会でも御議論いただいて、県民の方にも意見を聞きながら、特に若い世代の意識等も調べながら、「もったいない」を将来に引き継いでいきたいという考えで、あえてタイトルに出してあるところでございます。

長澤委員

事務局の方の思い入れがここに出たということはよくわかるんですけども、中村先生

がおっしゃったように、心の豊かさの中のもったいなさというところに節度とかそういったものがあるので、ここで「もったいない」ということを最初に出すことに違和感があるんです。

また、「もったいない」は捉え方によっては、例えば教育現場では、ゆとり教育から学力向上のための教育に変わってきているところでゆとりに時間を使うなんてもったいない、学力向上のために使うべきというような変な誤解を生みかねない。ここで「もったいない」と書いても、その思いと意図をわれわれ県民の方でそれを吸い取れるかというのかというのは、非常にギャップがあると思うんです。

今まで「心の豊かさ」というので来ているわけですから、ここでは「心の豊かさの生きている」というのを生かして、「もったいない」は後で本文の方で入れていくということかどうかと思うんですけれど。

中井部会長

その点に関して、司会の方で整理させていただきますと、先週の土曜日に名古屋の方で学会がありまして、環境省の方がレポートされておりましたが、その中に「もったいない」という言葉が使われておりまして、前回の審議会で説明のあった「もったいない」の経緯をもう1度聞かされたりして、福島県だけではなく環境省なんかでも「もったいない」を取り上げているのかなと思いました。全国的にこういう動きが出ているのかななどという印象を持っているんです。

岡崎委員

ここは時間をかけなくてはならない部分だと思う。「もったいない運動」を行うのは結構ですが、基本計画は目標を実現するための筋道ですから、その筋道をきちんと提示すればいいのです。それをどう実現するかということであれば「もったいない運動」でもいいでしょう、ただここであえて計画に入れる必要はないと思いますね。

引地委員

関連してなんですが、後ろの方の8～9ページに「もったいない」について、それから「循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等」というところがありますが、私が外国の大学にいるときに聞いたことですが、向こうの大学では「ものづくりの精神」というのを大事にしています。

使えなくなった物、不要になったいろいろな物をためておくんですね。そして、誰でもそれを持ってこれて、それを利用して、それを活かして物を作っていく、それをどういう風に改善していくのか、物ができてくるのか、そういうことを行うことによってそれが物づくりのアイデア、新しい物を開発していく基礎作りにもなるんです。

そういう物づくりの精神こそが「もったいない精神」だと思うんです。ただ「もったいない」というと抽象的になるので、そういった教育とか社会情勢にマッチした「もったいない精神」ということを植え付けていくのが大切になると思います。

中井部会長

それでは、3ページの5の(3)の扱いについて多くの委員から御意見が出ておりますので、タイトルの表現を含めて事務局の方で検討していただいて、次回の部会でもう1度審議の場を設けるといふ形にしたいのですが、それによろしいでしょうか。

岡崎委員

どうもどどん外堀が埋められてしまっているような気がするんです。

須藤委員

1度これでOKとなれば、5年間このままの計画となるわけですね。そうすると5年間「もったいない」というのが残るわけですから、ここはもう少し慎重に議論した方がよろしいんじゃないかと思うんです。全体的な考えの中の「もったいない」であればいいんですけど、その辺をもう少し慎重に考えた方がいいんじゃないかと思うんです。

長澤委員

国が、環境省が、小泉首相が言いましたなんて聞くと、我々の国民性はそこになびかないといけなないのかなと思ってしまふんです。どうも居心地が悪いとかそういう心理が働くんですが、それに軸がぶれないようにしなければいけない。福島県の条例に基づいている推進計画はぶれない、そこを1本きちんと持っていないといけなないですね。

突然「もったいない精神」を生かしましょうとかいわれても、それは流行と同じで少し経つとなくなってしまうかもしれませぬ。そこは岡崎委員のおっしゃったようなしっかりとした認識をもって望むべきだと思ふんです。

岡崎委員

違和感とか抵抗感を覚えるのは心のあり方に関する問題だからなんですよ。これは行政が条例化してはいけないことですよ。そこに我々は違和感を感じるんです。ただ、運動としてやる分には構わないと思ふんです。

大越委員

何か感情に流されてこの部分が浮いてしまっているように思ふんです。それに乗らないと県が遅れるような感じがあるのかもしれませんが、県の個性があってもいいので、その中味をきちんと押さえておけばいいのではないかという気がします。

瀧本委員

実践するに当たって、各々の団体が「もったいない運動」をやるんだということになった時には「もったいない運動」をすればいいのであって、基本計画は条例に基づいたものであり、ここに突然「もったいない」というのが出てくるのではない方が私もいいのではないか、と思ふんです。

中井部会長

それでは、扱いとしてはどのようにいたしましょうか。御意見としては「もったいない」をタイトルにしない方がいいのではというのがほとんどなんですけれど。

事務局の方でいかがでしょうか、この部分について御意見ありますでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

今の御意見を含めまして、前回の全体会でも御意見ありました“慎重に”ということをお踏まえまして、県では若い世代の意見も調査するというようにしております。

中井部会長

それと、今回「もったいない」という言葉を、県としてこの計画に取り込んでいこうという趣旨とか背景みたいなものをもう少しきちんとして説明いただいた方がいいのではないかなと思うんですが。もしかするとそこで誤解があるのかもしれないし。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

そもそも4月19日に県商工会連合会から申し入れがあったのがきっかけになっているのですが、その前にワンガリ・マータイさんの経緯がありまして、その結果商工会連合会の方で4R運動を「もったいない運動」に切り替えてやっていこうとなり、それで県の方にも「もったいない」という言葉を使った施策を取り上げて、団体の活動にも支援してほしいということでした。

知事もそれに共鳴しまして、県としても取り上げていこうという方向になりました。それが各団体に波及して小さなうねりが大きなうねりになろうとしている状況もありますので、県としてはそこを支援していこうという立場であります。県は「もったいない」をやるということではなく支援していこうという立場なのですが、それが押し付けというふうに捉えられることのないようにしていきたい。

その上で、このような記載の仕方にやはり問題あるということであれば、事務局としても十分検討しなくてはならないと思います。

中井部会長

それでは、3ページの5の(3)の部分については、審議会部会の意見としては異論が強いということで再検討していただいてよろしいでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

はい。

中井部会長

それでは、次に4～5ページのところで何か御意見ありますでしょうか。

中村委員

5ページの、の中にある「水の循環」という表現は、「水循環」という方がトータル的な表現でいいかなと思います。

長澤委員

5ページの の2行目からの「捕獲・採取の禁止などの～総合的な対策を実施する。」の部分について、もう少しわかりやすい文章にしていただけないかと思います。特に、「～充実・強化、あつれきを生じている野生動植物との共生を図るための検討」の部分についてわかりやすくしていただきたいと思います。

須藤委員

4ページの の1行目からの「持続可能な農業の～導入を促進し、」の部分で、ここには色々な意図が入っていると思うんですが、ここをもう少しわかりやすく具体的に書いてもらったほうがいいと思います。

須藤委員

同じところで、3行目と5行目に“必要な措置”という表現があるんですけど、ここも文章全体が抽象的でわかりづらいところがあるので、もっと具体的に書いてほしいんです。農業従事者が少なくなっている中で、科学的に必要なことをやっていくというならばいいんですけど、水環境と同じように農業をやっていく中で自然を整備していく、そしてそれが観光につながる。つまり何といいましょうか、自然がしっかりしていくとそれが景観につながる、人為的にしっかりやっていくとそれが観光につながるというようなことをこの部分に入れ込めないかと考えます。

中井部会長

それでは、この部分は、の御意見を参考に表現を検討していただくということでよろしいでしょうか。

引地委員

5ページの の4行目の「野生動植物」は「希少動植物」というように表現した方が、要するに非常に生息数が少なくなって危険な状況にある希少動植物といった表現の方が適切ではないのかと思うんですが。

中井部会長

ここは、もっと広い意味を含んだ動植物という表現であればよろしいのでしょうか。

引地委員

動植物を保護するという意味を強くするのであれば、この方がよろしいかなという意味です。

中井部会長

それでは、ここまでの意見を参考にさせていただいて、次に、6～8ページの中段の の項目のところまでで御意見いかがでしょうか。

大越委員

7ページの の4行目の「循環資源を利用して」という部分に関してなんですが、再資源化できるもので作られているかどうかということが大事だと思うんです。再利用できるということだけではダメなんじゃないかという感じがします。原料から考えたものでなければダメなんだということ、はじめから再利用できるもので作られていることが大事なんだということではあるのではないかなと思うんですが、その方が大事で、それを優良製品の認定にするとかという形が大事なんではないかなと思うんです。

引地委員

再生しやすい材料で作っていくということは大事で、それに関連して、例えば容器であれば単一の材料によって作られるということが大事で、いろんな物で作るから分別しないといけない、単一原料で作れば分別しなくて済むということがあるんです。大量に消費する物は単一材料でそれを作ってリサイクルしやすくするという方向に行かないと、リサイクルもなかなかうまくいかない、そういう意味ではないかなと思うんですが。

大越委員

優良な製品の認定とか、認定を受けた製品の普及促進のところに、「循環資源を利用して」という書き方に問題があるのであって、再利用できるだけではダメで根本的なところを変えていかないとダメだということなんです。

中井部会長

それでは、大越委員の趣旨を反映するとすると、具体的にはどのような表現が案として考えられますか。

大越委員

「再資源化できるもので作られている優良な製品を認定し」という表現では、同じような表現になってしまうかもしれないんですが、ちょっとは違うと思うんです。

中村委員

その部分につきましては、6ページの「(2)適正な資源循環の確保等」の本文、このところで表現されれば、 のところでいうより全体の中でいいのかなと思うんですが。

中井部会長

そうすると、その6ページの5行ある部分に、今の委員のおっしゃった趣旨の文章を入れるということですね。

中村委員

ええ、その方がいいのではないかなと思うんです。

大越委員

それでもいいと思います。リサイクルできるということだけではダメなんだということの表現を入れてほしいと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

今の趣旨は、そもそも循環できるような資源とかそういう製品に着目しておかないといけないのではないかということですね。

大越委員

はい、そうです。

須藤委員

6ページの～のあたりで、自然保護、野生動植物の保護のあたりで、今家庭のガーデニングとかで外来種・輸入種の植物が出ていると思うんですけど、日本古来種というのは派手さがなくて人気がないのかもしれないんですが、そのような日本古来種を保護するような内容のことを書いていただければいいなと、そしてそのようなことを進めるような内容のことを書いていただきたいと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

庁内の各関係部門とも並行して検討しておりますので、そちらの担当部門に話を聞いてみたいと思います。

引地委員

7ページのバイオマスのところなんですが、「バイオマスのリサイクル」という表現があってもいいのではないかなと思うんです。木質系のバイオマスを使ってということだけでなく、植物と木質系バイオマスとの循環の表現があってもいいのではないかなと思うんです。

樹木を植林していくということでもいいんですが、ただ燃やすだけじゃなくてバイオマスのリサイクル、そして環境にやさしい時代にしていくといった表現がここにあった方がいいのではないかなと思うんです。

生ごみだっていいんです。生ごみの循環ということでもバイオマス、そのリサイクルということができないんじゃないかなと思うんです。

長澤委員

6ページの3行目のところなんですが、「都市部における公園等の整備により」というのは非常に限定された言い方ですね。今、我々の住んでいる居住区、街路すべてに緑化がなされていますね。これは災害防止という面もあるんですけど、二酸化炭素の低減とか環境面の影響もあるわけですし、非常に言葉足らずだと思うんです。ここは、もう少し大きな枠組みで文書に入れていただければいいと思うんです。

中井部会長

もっと幅広い取扱いをしてほしいということですね。はい、わかりました。

中村委員

緑化するということは水資源の涵養にも非常に意味があるので、これをここに入れるのかは別として、気にとめておいてほしいなと思います。

岡崎委員

7ページの にある“カーボンニュートラル”、6ページの にある“フロー”と“ストック”、それから8ページの にある“エネルギーやマテリアル”、こういったカタカナを日本語にわかりやすく書いていただきたい。よろしく願いいたします。

瀧本委員

6ページの「(2) 適正な資源循環の確保」の3行目に、“再生不可能な資源”という表現があるが、再生不可能なものは資源じゃないと思うんです。ですから、廃棄物とかそういう表現でいいんじゃないかと思うんです。私達はごみの分別とかしてありますが、分別して再利用できないものは廃棄物として扱っていると思うんです。

中井部会長

ただ、ここは石油とか石炭とかのように1回しか使えない資源もあるので、そのことを言っているのではないかと思います。

瀧本委員

この書き方はそういうことなんでしょうか。ちょっと不思議に思ったので、再生不可能なものは資源ではないと思ったのですが、もう1度検討します。

中井部会長

次は、8ページの真ん中から9ページのところまでで何かご意見ないでしょうか。

各委員

申し訳ないが、今日の予定は12時までということで聞いている。この後予定もあるので、これ以上は失礼せざるを得ないのだが。

中井部会長

本日はこの資料について一通り御意見をもらうつもりでいたが、本日の予定が進まないとその後の事務局の作業にも影響があるということだが。この後の日程等についてはどういたしましょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

かなり中味が広範にわたっておりまして、難しい面もありますが議論を十分尽くしてい

ただきたいという希望がございます。本日は時間がなくなりましたが、今日の資料をお持ち帰りいただいて、文書で御意見をいただくということで対応させていただきたいと思います。文書で御意見をいただければ、それを十分に参考にさせていただきまして検討させていただきたいと思います。

中井部会長

それでは、審議の途中ではありますが、8ページの真ん中くらいまで御議論いただいたということで、その他の部分は文書で御意見をいただく、そしてそれを集約して次回の部会に生かしていくという形にしたいのですが、それによろしいでしょうか。

引地委員

今までの1ページからの部分も含めて、文書で意見を提出してもいいのではないのでしょうか。

中井部会長

それは構いません。今日の発言以外でも、今までのところに対する意見を出していただいても結構です。

長澤委員

8ページからの部分は非常に重要な部分ですので、そのへんの議論は必要だと思います。文書で一方通行ということではなく、次回に皆さんで話し合う機会を設けていただくことが重要だと思います。

中井部会長

それでは、今回は8ページ以降の部分も十分話し合う時間を確保するということとしたいと思います。

それでは、意見については事務局の方で照会いただくような形によろしいでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

私達の方でも、早急に文書をお送りして御意見をいただく時間をとるようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

中井部会長

それでは、議題に関してはそのような処理にさせていただきたいと思います。

では、議題以外に事務局の方から「その他」ということであるということですので、説明をお願いします。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

「もったいない50の実践（仮称）」ということをお申し上げしておりましたが、ここは十分に議論は尽くされてはいなかったんですが、この別表に取り上げるものについての進め

方、集め方につきましては、会長、部会長に御一任いただき、事務局の方と相談をしながら進めるということで御提案したいということが1点です。

もう1点は、「もったいない」という言葉の認識について、小・中校生への意識調査を行いたいと考えているのですが、その内容についても会長、部会長に御一任いただけないかということでございます。

中井部会長

事務局の方から2点提案ありましたがよろしいでしょうか。

(異議なし)

中井部会長

非常に白熱して、もう少し時間がほしいところなのですが、本日の審議についてはこれで終了いたします。

本日の資料につきましては、文書で御意見いただくということでそちらの方もよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。ご苦勞様でした。

司会(小檜山企画主幹)

以上をもちまして本日の環境審議会を終了させていただきます。

長時間御議論いただきましてありがとうございました。